【令和６年度版】交付対象水田を維持するための手続きについて

※作付けの有無にかかわらず営農計画書は提出してください。

水稲を作付けしますか？

作付けする

主食用米を作付けしますか？

作付けしない
（飼料用米・米粉用米・加工用米・輸出用米等を作付けする）

経営所得安定対策等交付金を申請しますか？

交付金を申請する

様式ABの提出は不要です。

交付金を申請しない

再生協議会事務局までご相談ください。

作付けする

水稲共済に加入、または JA佐野の共同水稲防除を実施しますか？

加入する、または実施する

様式ABの提出は不要です。

加入しない、かつ実施しない

様式B 主食用米作付実施申告書を提出してください。

※収入保険に加入の方は水田ごとの特定ができないため様式Bを提出してください。

作付けしない

営農計画書に作物名を記入してください。

様式A 水張り実施状況申告書を提出してください。

※令和８年度までに水張りを実施しない場合は交付対象外になります。

水稲作付・水張り実施年度と交付対象期間

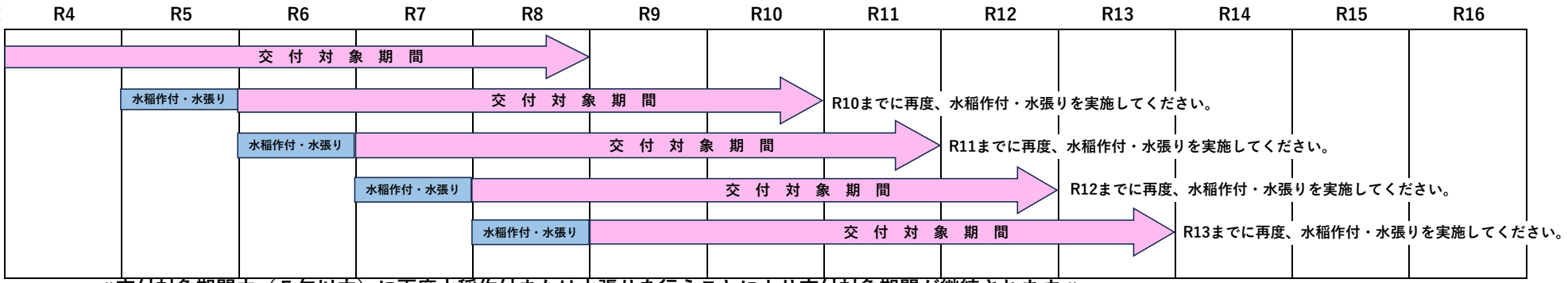

≪交付対象期間中（５年以内）に再度水稲作付または水張りを行うことにより交付対象期間が継続されます ≫